

静岡県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

賀茂郡西伊豆町大沢里祢宜畑字道毛入1853の11、1853の60から1853の62まで、字岩畔1854の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所並びに西伊豆町役場に備え置いて縦覧に供する。）